

定 款

社団法人 佐賀観光協会

社団法人 佐賀観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は社団法人佐賀観光協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を佐賀市白山2丁目7番1号に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的と事業

(目 的)

第3条 本会は佐賀市の観光事業の振興を図り、文化厚生の上昇に資し、産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致接遇改善並びに観光宣伝
- (2) 観光観念の普及
- (3) 観光資源の開発企画の研究
- (4) 観光に関する印刷物の刊行
- (5) 郷土芸能の育成保存並びに民芸大会開催
- (6) 特産品の生産奨励並びに展示会開催
- (7) 観光施設の整備促進
- (8) 観光案内所その他観光施設の経営又は受託運営
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の目的趣旨に賛同し入会したものををもって組織する。

(会 費)

第6条 会員は会費1口2,000円とし、1口以上を納入するものとする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は所定の様式を会長に提出し、理事会の承認を得なければ

ばならない。

(権 利)

第8条 会員は口数にかかわらず1議決権を持つこととする。

(退 会)

第9条 会員は別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は次のいずれかに該当する時は退会したものと見做す。

(1) 死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 正当な理由なく、会費の納入を著しく怠ったとき。

(除 名)

第10条 会員でこの会の名誉を毀損し目的趣旨に反するような行動をし、又はこの定款に反する行為を行ったときは総会において会員数の3分の2以上の議決に基づきこれを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費又は抛出金はその理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第4章 役 職 員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名

(3) 専務理事 1名

(4) 理 事 30名以内(会長、副会長、専務理事を含む)

(5) 監 事 2名

(選任等)

第13条 役員を選任は次のとおりとするほか、役員選考を理事会に付託することができる。

2 会長、副会長、専務理事、理事、監事は総会で承認する。

3 役員に欠員を生じたときは、特に補欠の必要ある場合を除き次の改選期まで補選を行わない。

(任 期)

第14条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期が満了しても後任者が就任するまでは引続きその職務を行う。

(職 務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順位によってその職務を代理する。

3 専務理事は会長の命を受け会務に参画し、会長、副会長に事故があるときはこれを代理する。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。但し専務理事は有給とすることができる。

(顧 問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は観光事業に関し学識経験のある者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ理事会又は総会に出席し意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種 別)

第18条 本会の会議は通常総会、臨時総会、理事会の三種とする。

(開 催)

第19条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は会員の5分の1以上の署名による請求があったとき、又は会長が必要と認めるとき開催することができる。

(招 集)

第20条 総会を開会しようとするときは開催日の7日前までに会議の目的、議題となる事項、日時及び場所を記載した書面または、電子メールをもって会員に通知しなければならない。

(議 決)

第21条 総会は総会員の2分の1以上の出席をもって開き、議事は出席会員の過半数によって決する。可否同数であるときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事2名が署名押印しなければならない。

(権 能)

第23条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 事業報告
- (4) 収支決算
- (5) 定款の変更

(6) 前各号のほか、会長が特に必要であると認めた事項

(書面表決権)

第24条 総会に出席できない会員は書面により表決権を行使し、又は代理人をして表決権を行使させることができる。この場合においては、その会員は出席者とみなす。但し、代理人は会員でなければならない。

(理事会の構成)

第25条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集して、会務の審議と運営並びに処理の責任に任ずる。

このほか理事の2分の1以上から書面による請求があったとき理事会を招集することができる。

(理事会の機能)

第26条 理事会は次の事項について審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会の決議によって委任された事項
- (3) 本会の運営に関し必要な事項

(理事会の議決)

第27条 理事会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数であるときは、議長の決するところによる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 本会の定款の変更又は解散に伴う残余財産の処分は総会において会員の4分の3以上の同意を得、且つ佐賀県知事の認可又は許可を受けなければならない。

(解 散)

第29条 本会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経て解散することができる。

2 本会の解散のときにおける清算人は総会において選出する。

第7章 資 産

(財産の構成)

第30条 本会の資産は財産目録記載の財産、会費、補助金、寄付金品及び事業収入によって構成する。

第8章 会 計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(剰余金)

第32条 本会の毎事業年度における剰余金は翌年度に繰り越す。

(事業報告及び決算)

第33条 会長は毎事業年度経過後次の書類を作成し、総会開催日の2週間前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

(長期借入金)

第34条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ、佐賀県知事に届け出るものとする。

(監 査)

第35条 監事は第33条の書類を受領したときは遅滞なくこれを監査して意見書をつけて会長に送付しなければならない。

(書類等)

第36条 会長は第33条に掲げた書類を総会に提出するときは、監事の意見書を添えなければならない。

第9章 事 務 局

(事務局及び職員)

第37条 本会に事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

2 職員の任免は理事会の承認を経て会長が行う。

(備付け書類及び帳簿)

第38条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

第 10 章 附 則

- 1 佐賀観光協会の権利義務及び職員は、本会設立と同時に本会に引きつぐものとする。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、設立の日から始まる。
本会の設立当初の総会は設立総会をもって代える。
- 3 本会設立当初の役員任期は第 14 条の規定にかかわらず次年度の通常総会終了の日までとする。
- 4 この定款は、昭和 36 年 12 月 26 日運輸省官文第 1384 号により社団法人認可、制定。
- 5 この定款は、昭和 48 年 8 月 3 日一部改正施行する。
- 6 この定款は、昭和 50 年 12 月 16 日一部改正施行する。
- 7 この定款は、昭和 56 年 6 月 8 日一部改正施行する。
- 8 この定款は、平成 6 年 6 月 30 日一部改正施行する。
- 9 この定款は、平成 19 年 4 月 1 日一部改正施行する。